

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	田中 直 (たなか なお)
○学位の種類	博士 (国際関係学)
○授与番号	甲 第 1076 号
○授与年月日	2016 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	東西ドイツにおける「国民的記憶」の形成と変容 ー第二次世界大戦とホロコーストを中心にー
○審査委員	(主査) 中本 真生子 (立命館大学国際関係学部准教授) 山下 範久 (立命館大学国際関係学部教授) 高橋 秀寿 (立命館大学文学部教授)

<論文の内容の要旨>

本学位請求論文は、東西ドイツにおいて、第二次世界大戦、特にホロコーストの記憶が、それぞれどのように「国民的記憶」とされていったのかを明らかにし、その形成と変容過程を再構成することにより、ドイツにおける「過去の克服」を再考しようとするものである。現在、ホロコーストを「われわれの罪」として引き受けるドイツの過去との向き合い方は「過去の克服」として高く評価されている。このような「国民的記憶」は、第二次世界大戦後の西ドイツにおいて形成され、統一ドイツに引き継がれたものであるが、実は戦後一貫して実行されてきたものではなく、当初は政府の政策と国民の意識レベルでは大きな乖離があった。これまでの研究では、1980 年代に入ってから、国民の意識レベルにおいても、「われわれの罪」として認識されるようになったということが確認されているが、その原因については、未だ議論が続いている状況である。本論文では、記憶の機能の変化に注目し、西ドイツにおける「国民的記憶」の転換を説明しようとする。同時に、これまで言及されることが少なかった東ドイツにおける「国民的記憶」の形成と変容についての実証的な研究を行い、さらにそれが「全体主義的な悪しきもの」として、統一後のドイツで消し去られていった過程を丹念にたどる。現在のドイツの国是ともいえるべき「過去の克服」の背後に存在する諸問題を明らかにしようとする点において、従来の研究にない知見を提示するものであり、ドイツ研究および「記憶」研究にとって、非常に重要な意味を持つ研究であると言える。

第 1 章「西ドイツにおける〈国民的記憶〉の形成と転換」では、西ドイツにおける「国

民的記憶」の特徴とその「転換」の原因が分析されている。まず、「過去の克服」につながる西ドイツの「国民的記憶」に関する先行研究が丁寧に整理される。西ドイツでは第二次世界大戦直後から、政府レベルでの「ナチスの犠牲者への謝罪と補償」および「ナチスの犯罪に対する司法での刑事追訴と処罰」が実行されてきた。しかしながら、国民の意識というレベルで見ると、1960年代までは、第二次世界大戦に関しては、連合軍（特にソ連）による攻撃および戦後の国境変更に伴う難民化という「犠牲者としてのわれわれ」という意識が圧倒的に大きく、またホロコーストに関しても「知らなかった」、ナチスについても「(戦後の混乱や困窮に比べると)安定していた良い時代」という意識が多数派であった。それが1980年前後に劇的に「転換」し、「われわれの罪」(=加害者としてのわれわれ)として認識されるようになる。本研究は、その「転換」の原因について、これまであまり指摘されていなかった、1970年代の人口構成の変化と「記憶」の変化(コミュニケーション的記憶から文化的記憶へ)の関係や、日常史、社会史という新しい歴史学の潮流が西ドイツの一般の人々に与えた影響について詳細に論じ、この「転換」に関して新しい視座を提供する。さらに、東ドイツからの西ドイツ批判や、西側諸国との関係が、この「転換」と、「過去の克服」の大きな要因となっていることも明らかとなった。

第2章「東ドイツの〈国民的記憶／歴史〉とその変容」では、東ドイツがどのように第二次世界大戦およびホロコーストを扱っていたかについて、東ドイツ時代の現代史教科書を史料として詳細な分析が行われている。東ドイツの歴史観や歴史教育については、統一後に、主に西ドイツの研究者から「全体主義的」「画一的」であり「政治利用され」ていた、また「ホロコーストについても、全く教えられていなかった」等の批判にさらされ、ある意味消し去られたと言える。本章では、その東ドイツの歴史観や「東ドイツ国民の記憶」を再構成し、分析することが試みられる。具体的には、教科書を出版年ごとに分析し、第二次世界大戦とホロコーストに関する記述の変化を詳細に炙り出し、それと各々の時期の国際関係や西ドイツとの関係との連動を明らかにしていく。その結果、大戦直後の「連合軍(主に英米)の被害者であるわれわれ」という自己認識から、「ナチズムと戦う抵抗闘士(=共産主義者)たるわれわれ」へと、教科書に現れる自己像がシフトしていったこと、国際関係、特に西ドイツとの関係を反映して、記述が変化していたこと、さらにホロコーストに関しては、「ナチズムの蛮行」という位置づけで、初期の教科書から一貫してかなり詳細に記載され、教えられていたことが明らかとなった。しかしホロコーストに関しては、あくまでも「ナチスの罪」であって、決して「われわれの罪」という位置づけにはなっていないことも確認された。

第3章では、「記念政策」という観点から、東西ドイツにおける第二次世界大戦およびホロコーストに関する「記念碑」の分析を行い、それぞれの国家における「国民的記憶」の変化の過程を提示すると同時に、統一後、それらがどのように扱われたかを考察する。その結果、第1章、第2章で見た東西ドイツの「国民的記憶」の形成および変容が、「記念碑」という目に見える形にどのように映し出されていたのかが、改めて明らかになる。その上で、

統一以降のドイツにおける記念碑の変容（主に旧東ドイツの記念碑の撤去や意味の書き換え）、さらには新たな記念碑の建立についての分析が行われる。東ドイツの記念碑は、その多くが撤去されたこと、残されたものには「全体主義的な東ドイツの象徴」という新たな意味が与えられ、「ナチズムと東ドイツという、二重の克服すべき過去」という新たな意味が与えられたこと、それが旧東ドイツ国民に、経済的な側面だけではなく心理的な側面における「二級市民」意識を植え付ける原因となったことが指摘された。

<論文審査の結果の要旨>

審査委員会は審査の結果、本学位請求論文に対して以下のような評価を行った。

本論文は、東西ドイツにおける国民的記憶の形成および変容について、第二次世界大戦およびホロコーストの記憶の表象に焦点を当てて分析したものであり、歴史学的にも、社会学的にも高い学問的意義を認めることができる。「東」「西」というイデオロギー的な見方を超えて、それぞれの国民的記憶の「歴史的な構築過程」を提示した点は、高く評価できる。19世紀以来、血統主義的な国籍法のもと、「血統共同体」的な性格を強く持っていたドイツは、第二次世界大戦後、二つに分裂することにより、「記憶の共有と現在への同意」という、人々の「意志」を重視する方向へと転換せざるを得なかった。そのため両ドイツにおいて「記憶」の地位が、国家形成および正当化の主要な要素となった。ドイツにおける「過去の克服」の背景には、このような「記憶」と「国民」の関係が存在している。それを明らかにした上で、本論文は、「〈過去の克服〉を果たした国ドイツ」、という一般的なイメージに対して、①西ドイツにおける「過去の克服」に至る過程の詳細な分析、②東ドイツという「もう一つのドイツ」における「国民的記憶」の存在、さらに③記念碑から見えてくる「記念政策」の分析、を通して、「過去の克服」が決して一貫して追求されてきたものではなく、時代や国際関係に応じて変容してきたものであること、「自国の正当化」のために利用されるという側面を持っていることを明らかにした。統一ドイツにおいては、ホロコーストの記念碑建立は「(犠牲者のためというよりも) 私たち(ドイツ人)のために」行う、とさえ言われ、その陰で旧東ドイツの歴史家や歴史観、記憶は徹底的に否定され、排除された。このことを明らかにした点において、本論文は「過去の克服」の「脱神話化」に貢献していると言える。

さらに本論文の独創的な部分として、旧東ドイツに注目し、実証的な研究を行っている点が評価できる。「もう一つのドイツ」では、どのような教育が行われ、第二次世界大戦やホロコーストがどのように描かれていたのかが、教科書という史料を中心に、時代ごとの変容を含めて詳細に分析されており、これまであまり知られることのなかった東ドイツの教育や歴史観の実態が提示されている。それに加えて、東ドイツにおいても「国民的記憶」が一国内で完結するものではなく、常に外部との関係で規定され、変容するものであることが明らかとなり、その点で、西ドイツの「国民的記憶」との類似点も確認される。また、「記念碑」の変遷に注目することにより、東ドイツの「国民的記憶」が統一後、ほぼ完全

に消去され、西ドイツのものへと書き換えられていく状況が詳細に描き出されており、一般に肯定的に捉えられる「統一」の背後にある「勝者による敗者の記憶の抹殺」「西による東の植民地化」の実態が明らかになった点も興味深い。

本論文の理論的な貢献としては、「国民的記憶」に関して、それが一国内の諸要因によってのみ形成されるものではなく、常に「外部」（近隣諸国やその他の国際関係）との関係によっても規定され、変容するものであることを明らかにした点にあると言える。また「血統主義的」とされるドイツにおいてさえ、このように「(国民の) 記憶」という主意主義的な側面が国民の定義や正当化に大きな役割を果たしたことが、分裂していた時期のみならず、統一後も果たし続けていることを提示した点も、今後の「記憶」をめぐる研究に大きく役立つと言えよう。

実証的な分析については、東ドイツ時代の歴史教科書という一次史料を詳細に検討し、全版を通して比較、分析した点が高く評価できる。また、東西両ドイツの「記念碑」の建立と意味の変遷についても、時代ごとに細かく提示し、設立背景、利用のされ方、意味づけの変遷を、現地調査に加え、二次史料も使用しつつ、詳細に調査、整理し、その上で分析した点が評価できよう。

その一方で、問題点もいくつか指摘される。第1章の西ドイツ、第2章の東ドイツについては、扱う史料や分析視座がやや異なっており、その結果、西ドイツに関しては「下から」の記憶形成、東ドイツに関しては「上から」の記憶形成が分析されているという問題点が挙げられた。また、東ドイツの教科書分析については、主に西ドイツや西側諸国との関係による内容の変化について分析されているが、そもそもソ連、そして東側陣営内の国家の教科書、という性格をもっと分析する必要があるという点も指摘された。これらの点については、今後の研究でさらに検討し、分析していく課題として残されていると言える。このことから逆に、この研究が本論文で完結するものではなく、さらに広がっていく可能性を持つものである、ということも言えよう。

博士論文としての形式的要件としては、全体で8万字を超えており、また一次史料、二次史料についても、ドイツ語、英語および日本語の史料、文献がほぼ適切に使用、分析されている点から、要件を満たしている。論文の構成としては、西ドイツ、東ドイツ、両ドイツの比較と統一ドイツ分析、と並んでおり、一貫した体系的構成になっていると言える。以上により、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

2015年12月23日(水)10:30-12:00、洋洋館969号にて、公開審査会が行われた。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告の後、3名の審査委員による質疑応答が行われた。質疑応答では、「国民的記憶」に関して、そこに存在する権力闘争についてはどう考えるのか、という点や、「国民的記憶」とイデオロギーとはどのような関係にあるのか、

また「コミュニケーション的記憶」から「文化的記憶」へ、という西ドイツに関して指摘された「記憶の変化」は、東ドイツにおいてはどうかであったのか、といった質問が出され、それぞれについて真摯な回答が得られた。その上で、「国民的記憶」をさらに考察するために今後扱うべき史料や、東ドイツの教育、教科書、そして「記憶」を、「東欧」という枠組みで再検討する必要性などが議論された。これらの課題は、この研究テーマがさらに発展する可能性を持つことを示しており、本論文は、博士学位論文としての形式要件と学術的水準を満たしていると判断される。

以上のことから、当委員会では、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規定第18条第1項に該当することを確認し、田中直氏に、「博士（国際関係学、立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。